

みんなで支え合ってまちづくり

税金・介護保険に関するお知らせ

障害のある人は 軽自動車税が減免

身体に障害のある人や、重度の精神障害のある人が所有している軽自動車は、一定の条件により、申請によって、1人1台に限り軽自動車税が減免されます。

ただし、4月1日現在で満18歳未満の身体や精神に障害がある人は、その人と生計を同じくする人が所有する軽自動車も対象となります。なお普通車の減免を受けている人は軽自動車税の減免を受けることはできません。

軽自動車税の減免を希望する人は、印鑑、障害者手帳、運転する人の運転免許証を持参の上、5月24日(月)までに税務課、各支所または出張所で減免申請をしてください。申請書はそれぞれの場所に準備されています。

なお、昨年度の減免申請内容に変更がない場合は申請書を提出す

る必要はありません(車を変えた人、障害の等級などが変わった人、運転者を変える人などは申請が必要になります)。

■問い合わせ先
税務課

☎0869-22-1114

介護保険被保険者証の 有効期限が廃止

介護保険法の改正により、介護保険被保険者証の有効期限が廃止されましたが、すでに発行している被保険者証で、平成22年3月31日の有効期限が入った被保険者証(左図)を持たれている人も、引

介護保険被保険者証	
有効期限	平成22年3月31日
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	昭和 年 月 日
交付年月日	平成 年 月 日
保険者番号	332122
並びに 保険者名跡 及び印	瀬戸内市 印

有効期限の入った被保険者証も今までどおり使えます

引き続き利用できますので、大切に保管してください。

■問い合わせ先
いきいき長寿課

☎0869-26-5926

介護保険料の基準額と 納付時期

平成21〜23年度の本市の介護保険料基準額は、年額55,200円(月額4,600円)です。

保険料は、前年の所得が確定するまでの間を仮算定(仮徴収)期間とし、平成21年度の保険料を基礎に決定して納めます。前年の所得が確定した後、年間保険料を決定し、仮算定(仮徴収)期間の保険料を差し引いた額を納めることになります。納付月などは次のとおりです。

・普通徴収(納付書、口座振替を利用の人)

4月に仮算定納付書が届きます(納期限4月30日)。その後、6月に本算定納付書が届きますので、6、8、10、12、2月の納期月に納めてください。

瀬戸内市介護保険料(年額)

所得段階	対象者	算式	保険料
第1段階	生活保護受給者、または高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	基準額×0.50	27,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.50	27,600円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外の人	基準額×0.75	41,400円
第4段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税者がいる、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	49,600円
第5段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税者がいる、第4段階以外の人	基準額×1.00	55,200円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	69,000円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額×1.50	82,800円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.60	88,300円

※合計所得金額とは、「収入金額」から「必要経費の相当額」を差し引いた額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除を行う前の金額です。

・特別徴収(年金から天引きの人)
6月に本算定決定通知書が届きますので、4、6、8、10、12、2月に納めてください。
※65歳になったばかりの人や転入してきた人などは、特別徴収になるまで6カ月〜1年程度かかります。

■問い合わせ先
税務課

☎0869-22-1114